

大田市告示第32号

大田市介護相談員派遣事業実施要綱（平成17年大田市告示第57号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

大田市長 楫野弘和

第3条第2項中「10人」を「20人」に改める。

第5条第1号中「訪問の頻度はおおむね1週間又は2週間に1回程度とする」を「訪問頻度は概ね月2回程度を目安とする」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とする。

第7条第1号中「様式第7号」を「様式第6号」に改める。

様式第5号を削り、様式第6号を様式第5号とし、様式第7号を様式第6号とする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。